

新学習指導要領と小・中・高校の消費者教育—主体的・対話的で深い学び—

近畿司法書士会連合法教育推進委員会委員 小泉嘉孝

<総論> 新学習指導要領の概要

1 今、なぜ改定が必要なのか？

「社会で求められる人材育成」

↓

社会の変化は、予測困難（一定の知識を身に付けるだけでは、対応できない）

↓ そこで

「生きる力（思考力・判断力・表現力）」を身につける

↓ これをもって

私達の抱える問題（いじめ・虐待・セクハラ・パワハラ・戦争・テロ等）を解決する

2 「生きる力」（思考力・判断力・表現力）を身につける方法は？

⇒ 「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）

- | |
|------------------------------------|
| ① 個々の知識の習得だけでなく、自らその知識を関連づけて理解を深める |
| ② 各自が意見や見解を発表し、互いに検証する |
| ③ つながり・分かち合いを通じて、新たな創造をもって、問題を解決する |

(1) 「学び」とは何か？

- ① 「教える」ことができるのは、「知識」

リズムとは何か、クレッシェンドとは何か、説明することは簡単だ。
しかし、音楽を愛する心は、決して教えることができない。
なぜなら、音の不思議は物理を超えているからだ。

(ダニエル・バレンボイム)

② 「知識」は、何を与えるか。

⇒ 知識は感性の扉を開いていく

自然の法則・音の法則、その深い知識と何かを表現したいという自分の意志・感性を結集するとき、魔術が生まれる。

(ダニエル・バレンボイム)

③ 「気づく」「発見する」「発表する」「評価される」場が、授業にあるか。

その楽しさ・高揚感・充実感を知った児童・生徒は、自ら探求と創造の道を行く
(自立)

児童・生徒 ⇒ 主役

教師 ⇒ 監督・支援

<法教育とは何か?> — 私達も単なる知識提供型で終わってはならない

① 法的にどのような行為が禁止されているか、また、自らの身体・財産を守る法的救済方法について学ぶことは、非常に重要である。

しかし、単なる知識提供型の法教育だけでは、私達が抱える問題（詐欺・いじめ・虐待・セクハラ・パワハラ・戦争・テロ等）を根本的に解決する手段とはならない。

② すべての地域とすべての時代に存在する「きまり・掟・法」とは何か？
人類はなぜ法を作るのか？

このテーマを自ら考え、理解し、納得する時こそ、子供はその自覚に基づき、ルールを守るようになる。

③ 身近なルール（家庭内のきめごと・校則）の意味や理由を大人が説明できないことが社会問題となっている（茶髪禁止の校則・女人禁制）。

理由なく従わせることは、子供を奴隷とすることであり、学ぶ意欲・生きる楽しさを奪っているのは大人自身である。

<各論> 新学習指導要領と「解釈のちから」（親子法律教室）

<教育内容の主な改善事項－問題点と課題>

(1) 言語能力の確実な育成

① 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）。

② 判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べる

親子法律教室（解釈のちから）

「この橋、馬は渡るべからず」

ア 文理解釈から、禁止の対象は「馬」に限定されていることを読み取り、その上で他の生き物「牛」「子馬」「人」について当てはめて判断することを学ぶ。

イ 目的論的解釈から、馬が橋を渡ってはいけない「理由」を考え、その理由から他の生き物「牛」「子馬」「人」について判断する方法があることも学ぶ。

自ら当てはめを行い、結果を判断すると伴に、その結果に至った思考の過程を発表する。

(2) 道徳教育の充実

- ① 先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実
- ② 学ぶことの楽しさや意義が実感できているかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を持てているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されている。学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを生活や社会の中の課題解決に生かしていくという面には課題がある。

親子法律教室（解釈のちから）

ア 「この橋、馬は渡るべからず」という一つの「きまり」ができたことによって、良い面（「橋が壊れない」「汚れない」「人の安全が保たれる」）ことと、悪い面（「馬を連れた人は、半日かけて峠を越えていくことになる」）という両面が生ずることを学ぶ。

イ 既存の「きまり」にとらわれず、良い面を生かしつつ、悪い面を解消できる、新たな方法はないかと考えていく。自分のアイデア次第で、問題が解決できる、みんなが幸せになる方法が見出せることを学ぶ。

「今の橋が古くて危険であるならば、通行を禁止するのではなく、新たな鉄の橋を作ろう」

「橋を作るための予算はどのように捻出するのか？」 e x. 税金・茶店の売上げ

(3) その他の重要事項

- ① 市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動）。
- ② 売買契約の基礎（小：家庭）

契約の成立とその効果を学ぶと共に、「所有権」とは何かを考える。

つまり、「個人（自分）のもの」とはどういう意味なのか、「自己」と「他」はどのような関係か、それは人々の「争い」とどのように繋がっているのかを探求していく。

- ③ 平成27年3月に行われた道德教育に関する学習指導要領一部改正に当たっては、多様な人々と互いを尊重し合いながら協働し、社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて考えを深め、自らの生き方を育んでいくことなどの重要性が指摘されている。

対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができる。

変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができる。

親子法律教室（解釈のちから）

ア 肉体を持ち、時間の中で生きる私たちには、どうしても両立できない（e x. 身体の安全と峠を渡る時間）ものについては、選択すること（優先順位をつける）ことをせざるを得ない。

イ 何を重視して、その順位を付けるかは、一人一人異なることを知る。
（どれぐらい良い決まりか、どれぐらい悪い決まりかという帯の中で各人が貼ったシールのバラツキで、それを視覚的にはっきりと認識する）

ウ では、どのようにして優先順位を付けるか？

優先順位の付け方は、時代・地域によって異なる。

決めつけず、押しつけず、全体を見つめ、すべてを否定（排除）しない人だけが優先順位を付けることができる（自分のことだけでなく、家族のこと・友達のこと・学校のことを考える）。

人の意見を聴いて自分が気づくこと、自分が気づいたことを人に伝えることの喜びをこの教室で体験する。

エ 子供達が、この「きまり」という道具に向き合い、学び、それを使いこなさず時こそ、新しい世界が生まれる。

ここはリズムカルなパート。

ここは情緒的なパート

ここはムードのあるパート

それぞれの要素を取り出しても、それは音楽ではない。

音楽とは、すべての要素を統合するものである。

それぞれ異なる要素がどのように繋がっているかを私達は音楽から教わる。

すべては永久に繋がっていることを知る。

音楽に勝る教訓はない。

(ダニエル・バレンボイム)

以上